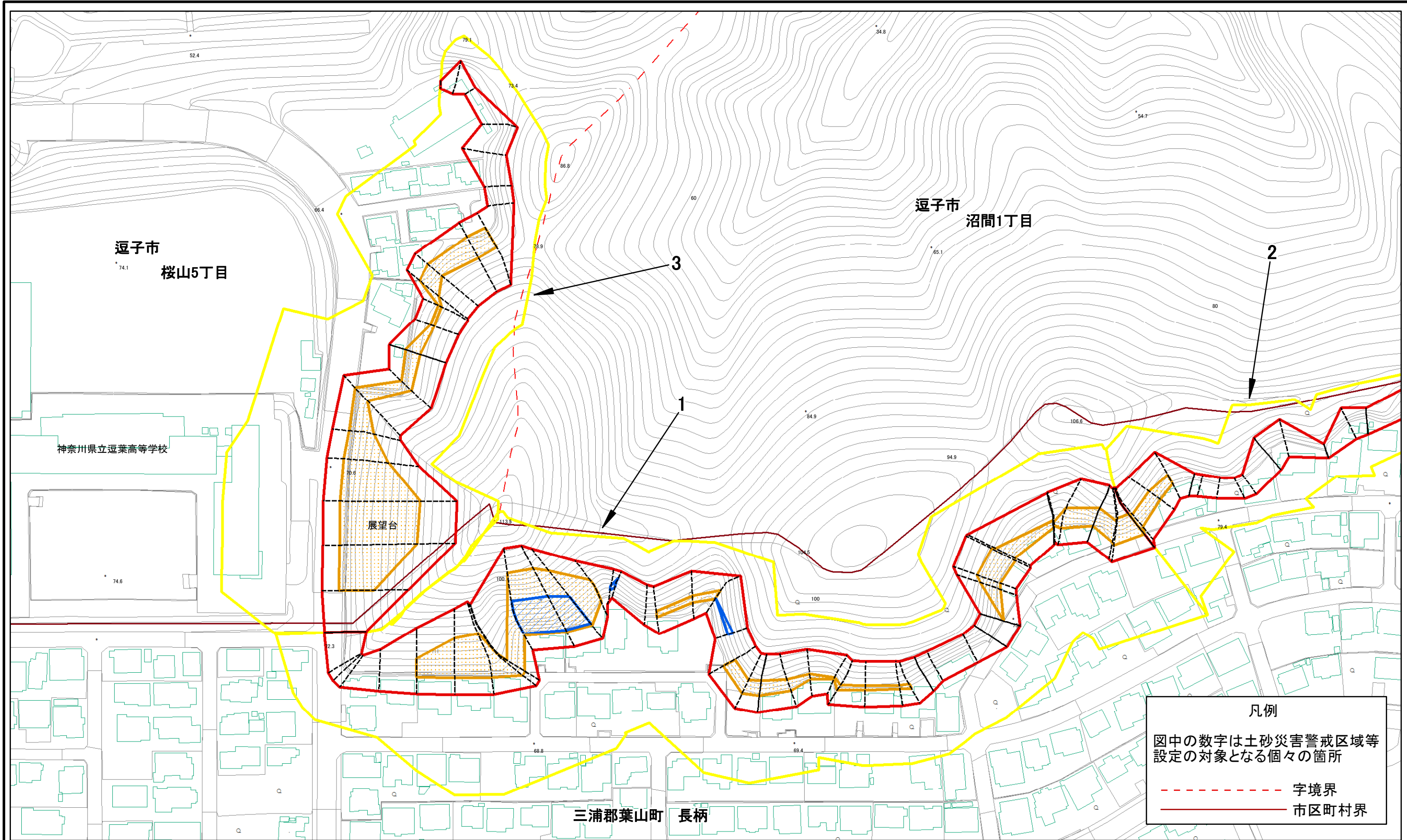


土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)(1/2)



0 25 50 100 m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図

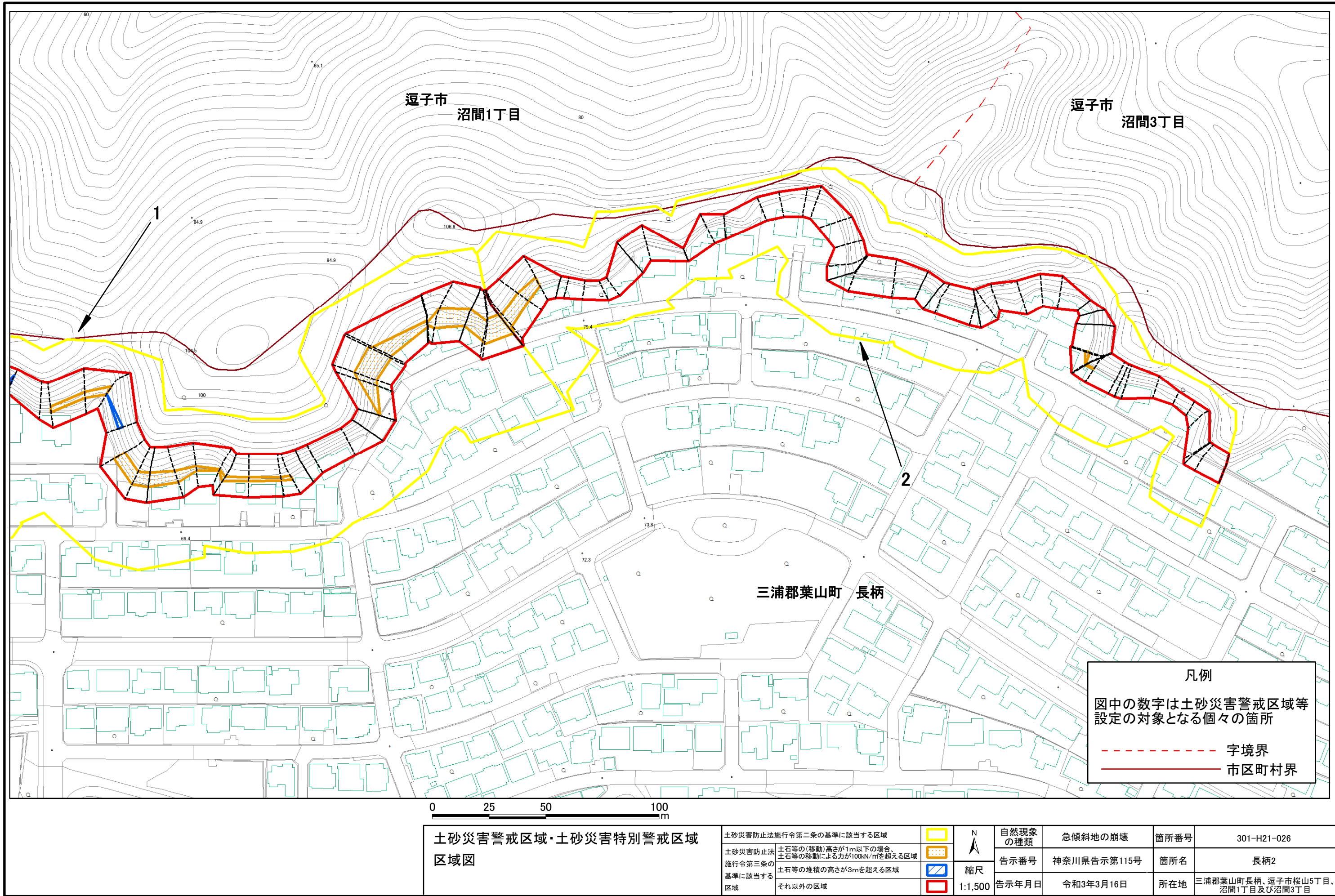
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

自然現象 の種類	
告示番号	
告示年月日	

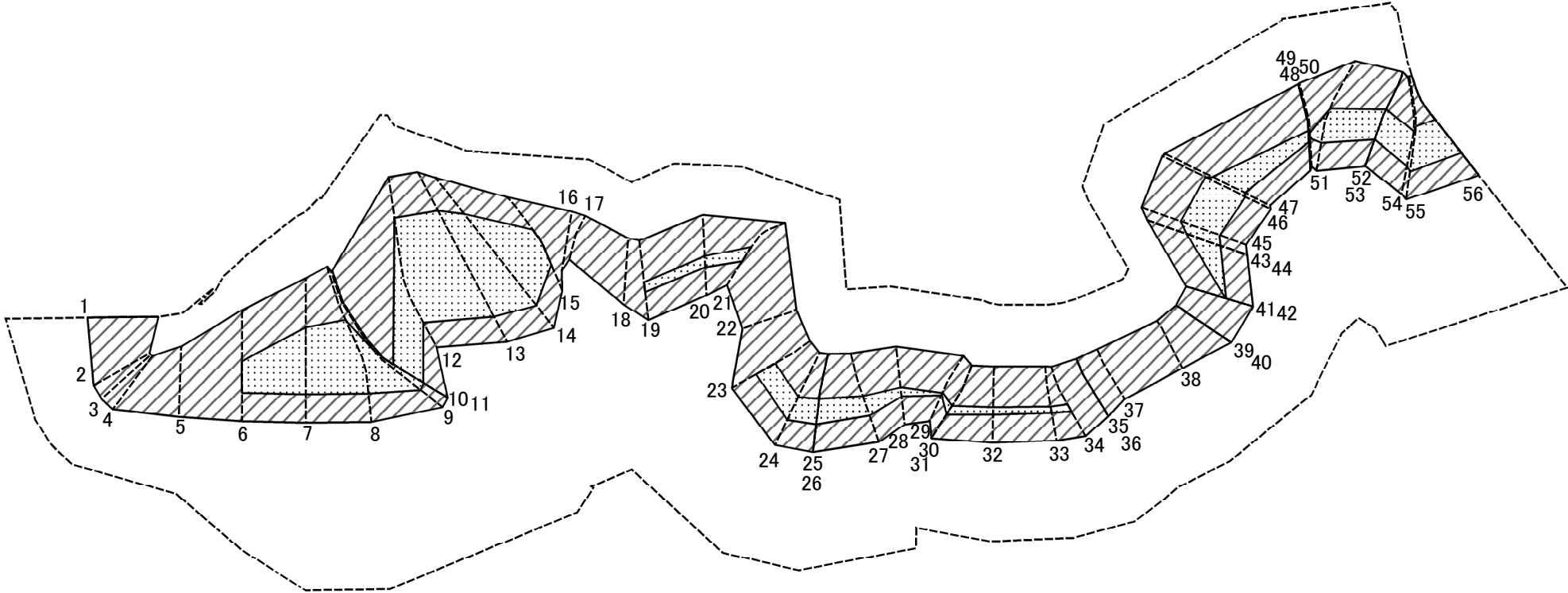
急傾斜地の崩壊	
神奈川県告示第115号	
令和3年3月16日	

箇所番号	301-H21-026
箇所名	長柄2
所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)(2/2)



土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)

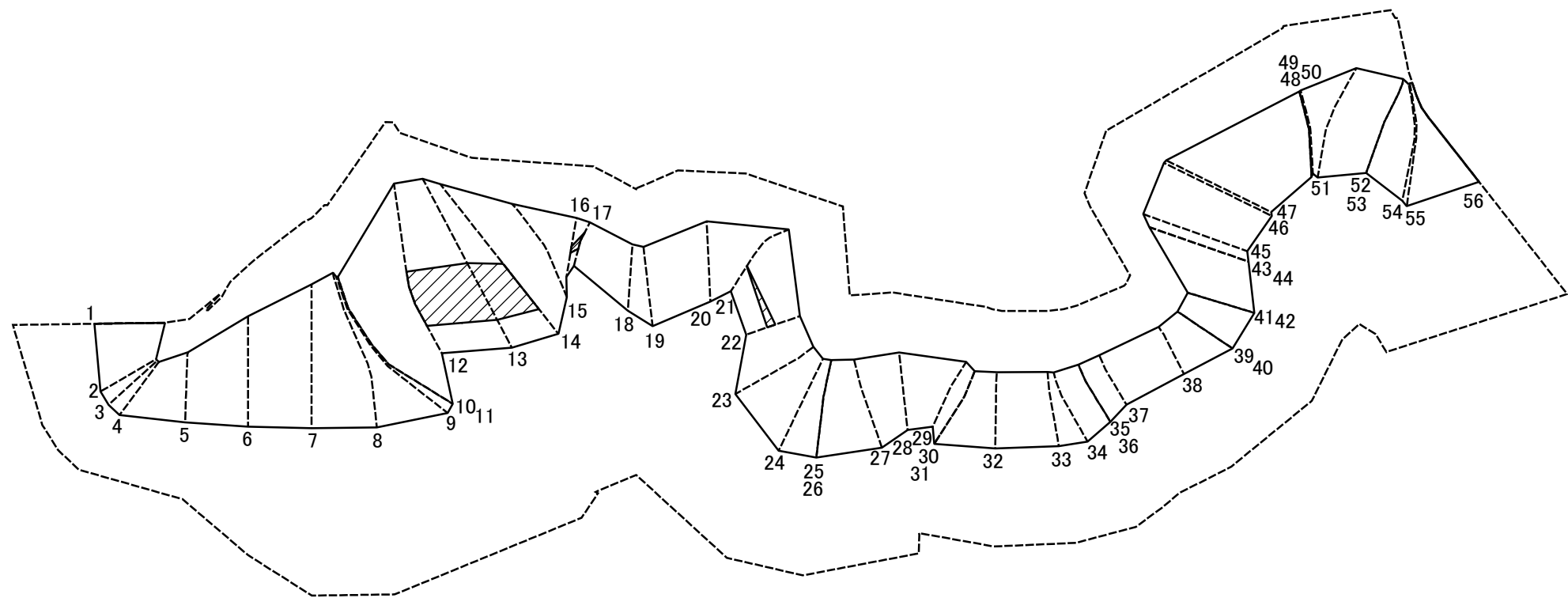


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-1
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-1
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-1
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

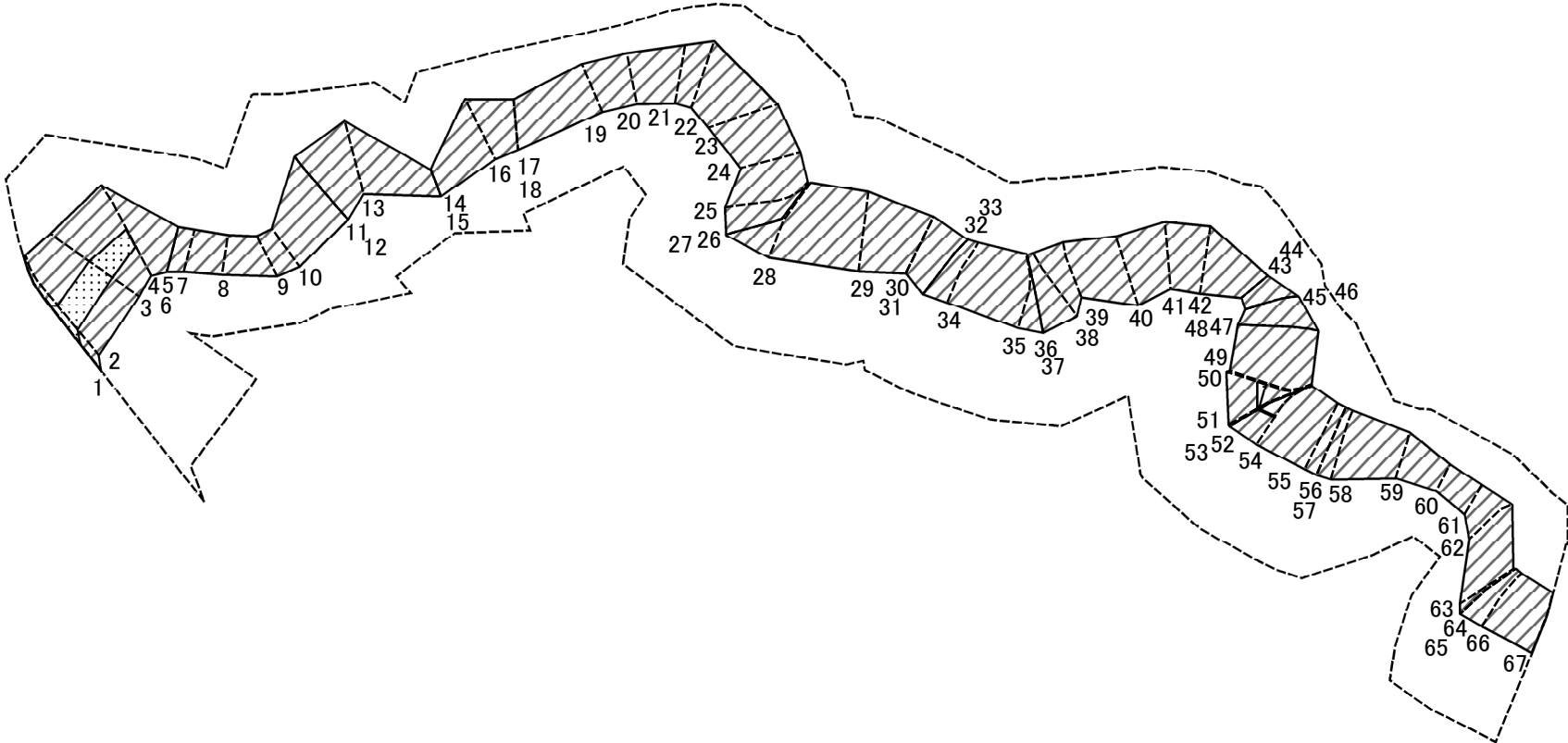
(1/2)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	99.07	0.75	-	-	9.68	1.81
2 ~ 3	-	-	88.83	0.75	-	-	8.93	1.67
3 ~ 4	-	-	87.62	0.75	-	-	8.80	1.64
4 ~ 5	-	-	96.06	0.75	-	-	9.32	1.74
5 ~ 6	-	-	100.00	0.75	-	-	12.51	2.34
6 ~ 7	116.20	0.75	100.00	0.75	-	-	14.39	2.69
7 ~ 8	116.20	0.75	100.00	0.75	-	-	14.39	2.69
8 ~ 9	113.99	0.75	100.00	0.75	-	-	14.89	2.78
9 ~ 10	104.80	0.75	100.00	0.75	-	-	14.89	2.78
10 ~ 11								
11 ~ 12	123.88	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
12 ~ 13	123.88	0.75	100.00	0.75	17.99	3.36	16.05	3.00
13 ~ 14	123.09	0.75	100.00	0.75	17.47	3.26	16.05	3.00
14 ~ 15	120.90	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
15 ~ 16	-	-	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
16 ~ 17	-	-	85.85	0.75	17.86	3.34	16.05	3.00
17 ~ 18	-	-	92.36	0.75	-	-	16.05	3.00
18 ~ 19	-	-	100.00	0.75	-	-	15.73	2.94
19 ~ 20	105.54	0.75	100.00	0.75	-	-	14.38	2.69
20 ~ 21	108.14	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
21 ~ 22	-	-	100.00	0.75	16.86	3.15	16.05	3.00
22 ~ 23	-	-	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
23 ~ 24	110.16	0.75	100.00	0.75	-	-	14.24	2.66
24 ~ 25	109.78	0.75	100.00	0.75	-	-	12.89	2.41
25 ~ 26								
26 ~ 27	109.78	0.75	100.00	0.75	-	-	13.02	2.43

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
27 ~ 28	108.56	0.75	100.00	0.75	-	-	14.01	2.62
28 ~ 29	104.80	0.75	100.00	0.75	-	-	14.55	2.72
29 ~ 30	104.69	0.75	100.00	0.75	-	-	14.55	2.72
30 ~ 31								
31 ~ 32	104.69	0.75	100.00	0.75	-	-	12.62	2.36
32 ~ 33	103.81	0.75	100.00	0.75	-	-	12.73	2.38
33 ~ 34	104.26	0.75	100.00	0.75	-	-	12.73	2.38
34 ~ 35	-	-	100.00	0.75	-	-	14.91	2.79
35 ~ 36								
36 ~ 37	-	-	96.00	0.75	-	-	16.05	3.00
37 ~ 38	-	-	84.37	0.75	-	-	16.05	3.00
38 ~ 39	-	-	97.55	0.75	-	-	16.05	3.00
39 ~ 40								
40 ~ 41	-	-	100.00	0.75	-	-	13.39	2.50
41 ~ 42								
42 ~ 43	113.95	0.75	100.00	0.75	-	-	15.27	2.85
43 ~ 44								
44 ~ 45	115.62	0.75	100.00	0.75	-	-	15.27	2.85
45 ~ 46	115.62	0.75	100.00	0.75	-	-	13.49	2.52
46 ~ 47	113.47	0.75	100.00	0.75	-	-	12.70	2.37
47 ~ 48	110.22	0.75	100.00	0.75	-	-	12.41	2.32
48 ~ 49								
49 ~ 50	104.80	0.75	100.00	0.75	-	-	12.73	2.38
50 ~ 51	109.85	0.75	100.00	0.75	-	-	14.10	2.64
51 ~ 52	113.33	0.75	100.00	0.75	-	-	15.46	2.89
52 ~ 53								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-1
	告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-1
	告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)

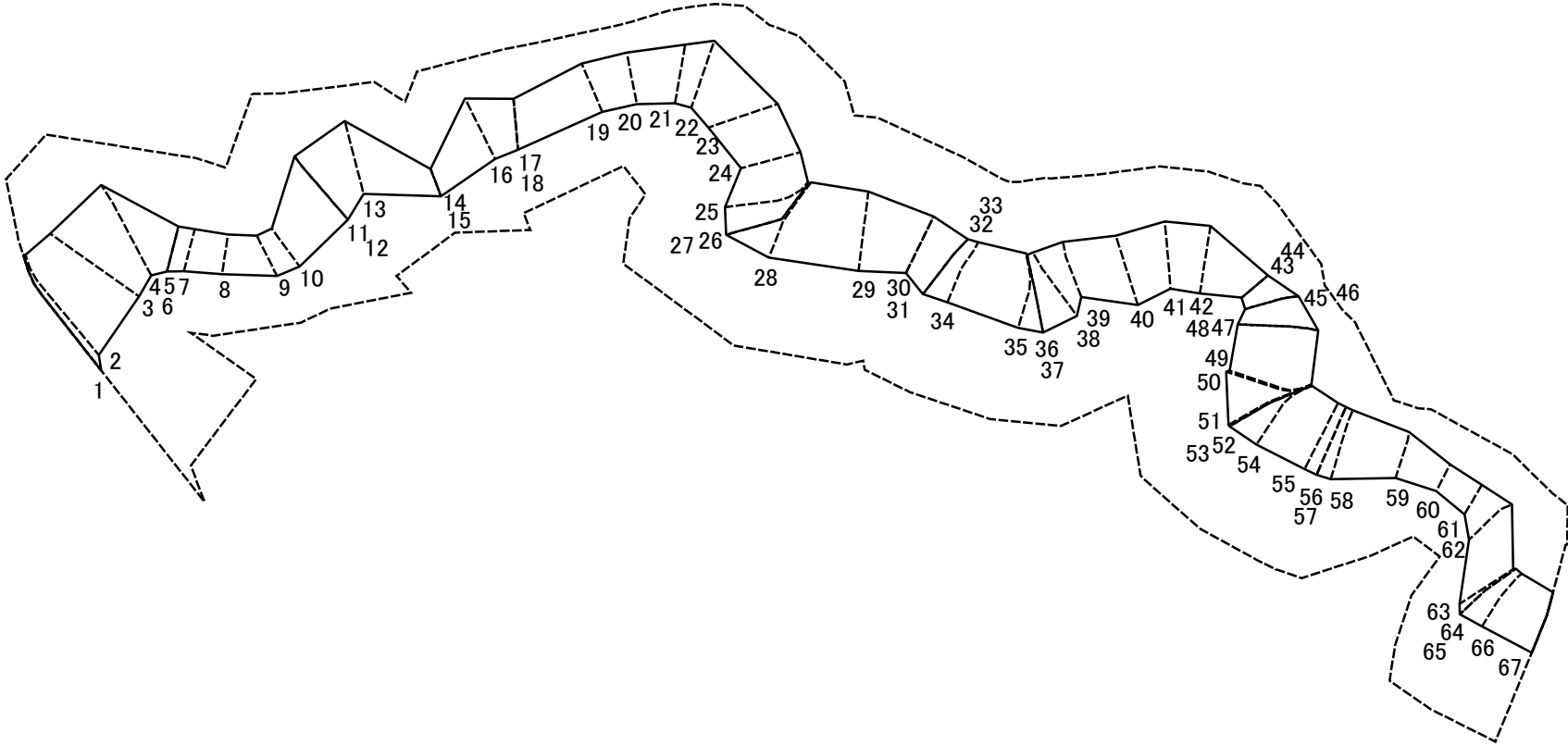


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-2
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-2
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)		土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-2
		土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-2
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

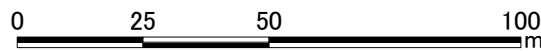
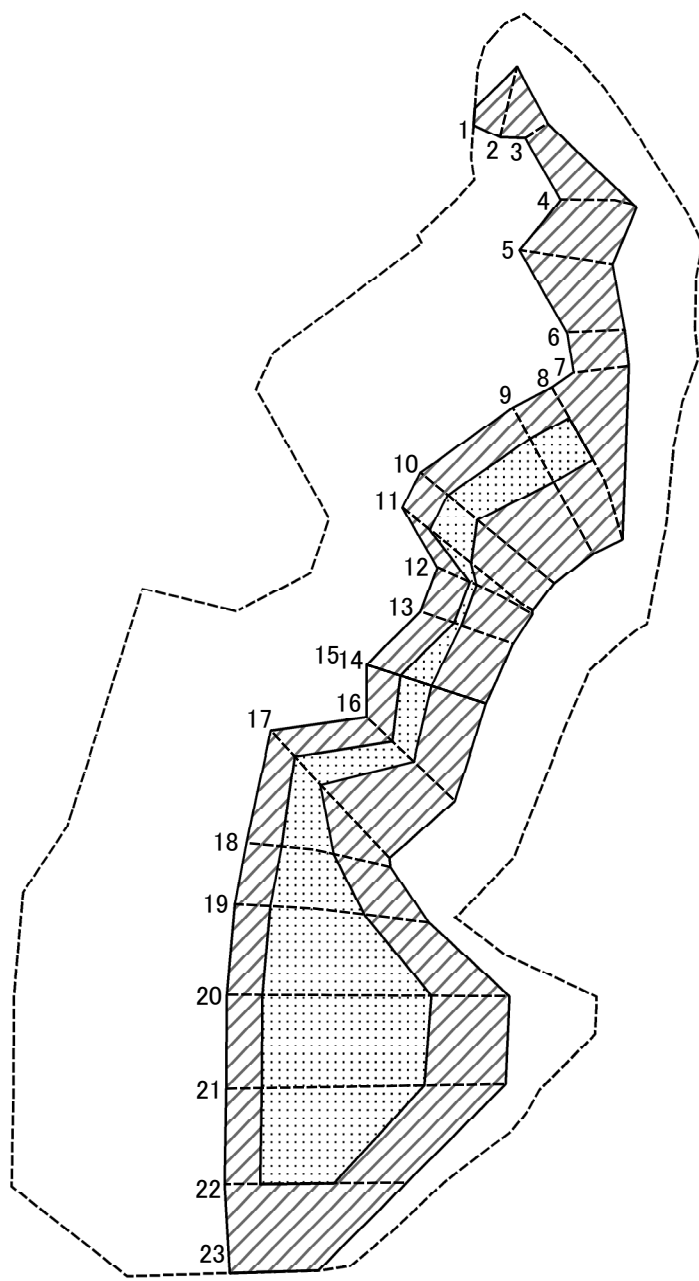
(1/2)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ～ 2	112.20	0.75	100.00	0.75	－	－	14.32	2.67
2 ～ 3	110.75	0.75	100.00	0.75	－	－	13.58	2.54
3 ～ 4	110.75	0.75	100.00	0.75	－	－	13.58	2.54
4 ～ 5	－	－	100.00	0.75	－	－	13.11	2.45
5 ～ 6								
6 ～ 7	－	－	78.24	0.75	－	－	10.87	2.03
7 ～ 8	－	－	74.72	0.75	－	－	11.36	2.12
8 ～ 9	－	－	77.44	0.75	－	－	11.36	2.12
9 ～ 10	－	－	77.87	0.75	－	－	9.82	1.84
10 ～ 11	－	－	99.47	0.75	－	－	12.01	2.24
11 ～ 12								
12 ～ 13	－	－	99.47	0.75	－	－	12.48	2.33
13 ～ 14	－	－	97.08	0.75	－	－	12.48	2.33
14 ～ 15								
15 ～ 16	－	－	92.43	0.75	－	－	12.23	2.28
16 ～ 17	－	－	92.43	0.75	－	－	12.23	2.28
17 ～ 18								
18 ～ 19	－	－	82.00	0.75	－	－	10.33	1.93
19 ～ 20	－	－	82.36	0.75	－	－	9.68	1.81
20 ～ 21	－	－	87.31	0.75	－	－	13.19	2.47
21 ～ 22	－	－	94.35	0.75	－	－	13.19	2.47
22 ～ 23	－	－	96.15	0.75	－	－	13.18	2.46
23 ～ 24	－	－	96.15	0.75	－	－	14.18	2.65
24 ～ 25	－	－	96.50	0.75	－	－	14.18	2.65
25 ～ 26	－	－	97.07	0.75	－	－	11.24	2.10
26 ～ 27								

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
27 ～ 28	－	－	97.14	0.75	－	－	10.98	2.05
28 ～ 29	－	－	98.63	0.75	－	－	9.83	1.84
29 ～ 30	－	－	98.63	0.75	－	－	13.98	2.61
30 ～ 31								
31 ～ 32	－	－	94.56	0.75	－	－	13.98	2.61
32 ～ 33								
33 ～ 34	－	－	94.56	0.75	－	－	13.10	2.45
34 ～ 35	－	－	97.82	0.75	－	－	10.93	2.04
35 ～ 36	－	－	98.74	0.75	－	－	12.28	2.29
36 ～ 37								
37 ～ 38	－	－	98.74	0.75	－	－	12.49	2.33
38 ～ 39	－	－	98.19	0.75	－	－	14.11	2.64
39 ～ 40	－	－	95.66	0.75	－	－	14.11	2.64
40 ～ 41	－	－	95.66	0.75	－	－	13.04	2.44
41 ～ 42	－	－	93.35	0.75	－	－	13.04	2.44
42 ～ 43	－	－	93.35	0.75	－	－	12.92	2.41
43 ～ 44								
44 ～ 45	－	－	84.29	0.75	－	－	10.65	1.99
45 ～ 46								
46 ～ 47	－	－	99.78	0.75	－	－	13.16	2.46
47 ～ 48								
48 ～ 49	－	－	100.00	0.75	－	－	14.29	2.67
49 ～ 50	104.03	0.75	100.00	0.75	－	－	13.56	2.53
50 ～ 51	104.03	0.75	100.00	0.75	－	－	13.56	2.53
51 ～ 52	100.74	0.75	100.00	0.75	－	－	11.78	2.20
52 ～ 53								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-2
	告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-2
	告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、沼間1丁目及び沼間3丁目

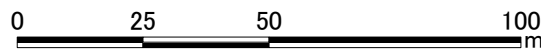
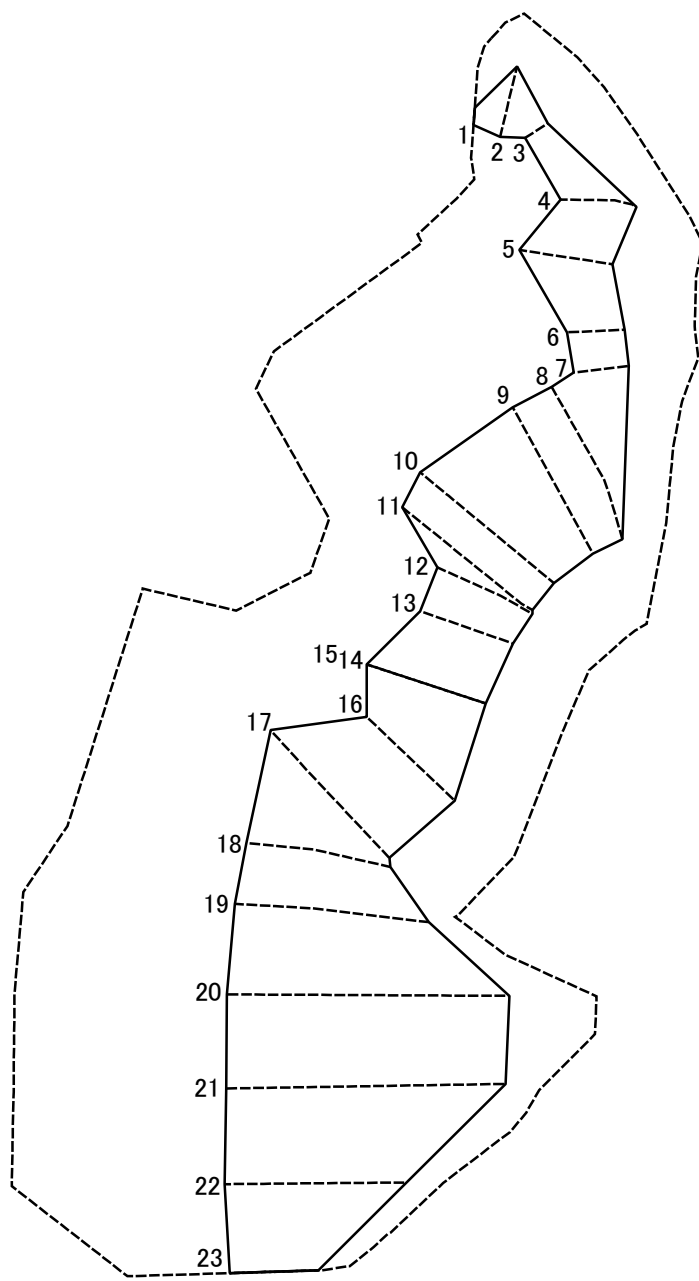
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-3
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-3
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-026-3
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄2-3
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、 沼間1丁目及び沼間3丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	92.09	0.75	-	-	12.19	2.28
2 ~ 3	-	-	92.09	0.75	-	-	12.19	2.28
3 ~ 4	-	-	94.72	0.75	-	-	13.12	2.45
4 ~ 5	-	-	97.68	0.75	-	-	13.12	2.45
5 ~ 6	-	-	97.68	0.75	-	-	14.47	2.70
6 ~ 7	-	-	78.32	0.75	-	-	14.53	2.72
7 ~ 8	-	-	100.00	0.75	-	-	14.53	2.72
8 ~ 9	107.81	0.75	100.00	0.75	-	-	13.70	2.56
9 ~ 10	107.81	0.75	100.00	0.75	-	-	13.70	2.56
10 ~ 11	108.91	0.75	100.00	0.75	-	-	13.81	2.58
11 ~ 12	108.91	0.75	100.00	0.75	-	-	13.81	2.58
12 ~ 13	102.98	0.75	100.00	0.75	-	-	13.09	2.45
13 ~ 14	109.89	0.75	100.00	0.75	-	-	13.09	2.45
14 ~ 15								
15 ~ 16	109.89	0.75	100.00	0.75	-	-	11.89	2.22
16 ~ 17	109.15	0.75	100.00	0.75	-	-	11.89	2.22
17 ~ 18	113.67	0.75	100.00	0.75	-	-	12.84	2.40
18 ~ 19	115.85	0.75	100.00	0.75	-	-	14.23	2.66
19 ~ 20	115.85	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
20 ~ 21	114.01	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
21 ~ 22	113.13	0.75	100.00	0.75	-	-	16.00	2.99
22 ~ 23	-	-	100.00	0.75	-	-	13.95	2.61
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項					自然現象の種類		急傾斜地の崩壊	
					告示番号		神奈川県告示第115号	
					告示年月日		令和3年3月16日	
					箇所番号		301-H21-026-3	
					箇所名		長柄2-3	
					所在地		三浦郡葉山町長柄、逗子市桜山5丁目、沼間1丁目及び沼間3丁目	